

会 議 録

会議名	坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道料金審議会（第4回）		
開催日時	令和8年2月10日 午前10時00分～午後0時20分		
開催場所	坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎 2階AB会議室		
出席者	委員	小関一史、赤木敦、齊藤隆、森田厚美、大木敬之、高松侑輝、弓削田隆、三浦淳平、清水和博、星野希一郎	
	事務局	前原民子（事務局長）、小林栄（事務局次長）、高橋俊行（事務局次長兼施設課長）、山崎利隆（給水課長）、笠木知之（財務課長）、波田敦也（財務課経営企画担当主幹）、砂生憲志（財務課経営企画担当主査）、鈴木健史（財務課経営企画担当主任）	
公開・非公開の別	公開・非公開	傍聴人	なし
議事の経過			
発言者	議題・発言内容・決定事項		
会長	<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>当企業団は平成22年度の値下げ改定以降、長期間にわたり現行の料金体系を維持してきた。しかしこの間、給水人口の減少、節水型社会の進展、物価高騰による事業費の増加、今後本格化する老朽化した施設の更新など、事業環境は大きく変化している。こうした状況を踏まえて、将来にわたって安全・安心な水道システムを持続していくため、料金体系の見直しについて、一定の結論を導く必要がある。</p> <p>これまで当審議会においては、「物価高騰下における家計への影響を可能な限り抑えること」、「将来にわたり水道事業を安定的に継続するため、企業団が健全経営できること」、「特定の世代や利用者層に過度な負担がかからないよう将来負担の平準化を図ること」の三つの視点を軸として改定案の比較検討を重ねてきた。いずれの改定案においても、合理性がある一方で課題が伴う。この上で、各委員の意見を丁寧にしり合わせ、現時点で最も妥当であると考えられる方向性を導き出すことが本審議会に求められている役割である。本日は、これまでの検討を踏まえて、審議会としての答申案を取りまとめることを目指して意見交換を行いたい。</p>		
会長	<p>3 傍聴人の入室</p> <p>会議及び会議録の公開について確認 (異議なし)</p>		
会長	<p>傍聴人の有無を確認 (傍聴希望者なし。これ以降、傍聴希望者があった場合は、随時入室を許可)</p>		

<p>会長</p>	<p>4 議題</p> <p>(1)会議録署名委員の指名について</p> <p>第4回審議会の会議録署名委員に、高松委員、星野委員を指名</p>
<p>事務局</p>	<p>(2)改定後の基本料金及び従量料金について</p> <p>議題に入る前に、第3回会議における確認事項である基本料金割合の引上げ幅を10%とした場合の影響について報告</p> <p>※人口減少下で水需要が変動した場合でも安定した収入を確保するため、水道料金収入のうち、水需要の変動に左右されない基本料金による収入の割合を引き上げるように料金設定を行うことが必要となる。一方で、基本料金の割合が高すぎると使用水量の少ない利用者においては、節水努力が料金に反映されにくくなる。今回事務局が提案した改定案においては、経営基盤の強化と水道利用者への配慮、双方を勘案しつつ、現行の約29%から5%程度引き上げ、34%となるよう設定した。以下、理論値案における試算結果により説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金の引上げ幅を5%とした場合、料金全体の改定率は約36%であり、基本料金の改定率は約52%となる。 ・これに対し、基本料金割合の引上げ幅を10%とした場合、基本料金割合を上げた分、従量料金割合は下がるため、料金全体の改定率は約36%であるが、基本料金の改定率は大幅に上昇し、約74%となる。 ・水需要が低迷する中で安定した経営基盤の確立を図っていくためには、基本料金割合の引上げが必要であるが、引上げ幅を10%とした場合、小口利用者への影響が大きいため、今回の改定では5%にとどめ、これ以上の引上げについては次回以降の料金改定時に改めて検討することとしたい。 <p>【意見・質疑・審議】</p>
<p>委員</p>	<p>水質検査について、水道水質基準全項目を自己検査としている事業体は、県内においてはさいたま市と当企業団のみである。利用者の立場からすれば、事業体において水質検査を実施していることは安心・安全な水道水が供給されていることの証明となるため、自己検査体制は継続してほしいと考えているが、自己検査体制の継続に要する費用について確認したい。</p>
<p>事務局</p>	<p>水質検査業務の実施方法について、現状の直営費用に対して委託を検討した場合の費用を説明</p> <p>まず、外部委託を行う場合について、勤務時間外における緊急時対応を考慮せず平日昼間のみの体制とした場合、年間約4,000万円の費用を要する。</p> <p>次に、現行体制と同様に24時間365日対応を確保する仕様で外部委託を行った場合には、年間約1億4,000万円の費用を要する。</p> <p>これに対し、現在の自己検査体制を継続する場合、すなわち24時間365日機動的に対応可能な直営体制を維持する場合には、年間約6,000万円の費用を要する（企業団では、近隣一市三町の水質検査を受託しており、約6,000万円は、直営費用から受託した水質検査の手数料収入を差し引いた額である。）。</p>

	<p>以上を踏まえると、24時間365日対応を前提とした場合、外部委託は直営と比較して年間約8,000万円高額となる。最も安価である夜間や休日の緊急対応ができない平日昼間のみの外部委託体制とした場合、年間約2,000万円の経費削減が見込めるが、この金額を各戸の負担額でみると、1戸当たりの負担額は1か月当たり約20円である。毎月約20円ご負担いただくことにより、24時間365日機動的に対応可能な水質検査体制を維持できている。</p> <p>なお、今回の料金算定期間である令和9年度から令和14年度までの総括原価約211億円は、自己検査体制を維持することを前提に算出している。</p>
委員	<p>過去に越生町においてクリプトスポリジウム（注：末尾参照）の検出が問題となったことがある。このような事例からも、1か月当たり20円の負担によって水道水の安心・安全が得られるため、自己検査体制を今後も継続してもらいたい。また、今回の料金改定に当たり、このことも市民に向けて発信すべきである。</p>
委員	<p>クリプトスポリジウムの問題が発生した時に越生町内に勤務していたが、当時は大変な状況であったと記憶している。将来にわたって安心・安全な水道水の供給を持続するという観点からすれば、有事の際に利用者に被害が及ばないように、自己検査体制の継続は望ましいことであると考えている。</p>
会長	<p>自己検査体制については、一度廃止してしまうと再構築は現実的に難しい。</p>
委員	<p>水質検査については、保健所などと業務内容が近いものがあるかと思われるが、このような機関との連携は行っているか。</p>
事務局	<p>埼玉県企業局と有事の際における水質検査の連携協定を締結しているが、水道行政においては、保健所や衛生研究所との直接的な連携はない。</p> <p>なお、井戸水の水質検査については保健所の管轄となるため、業務内容としては企業団の水質検査と近いものではある。</p>
委員	<p>料金算定期間である令和9年度から令和14年度までの6年間における総括原価は約211億円であるという試算が示されており、これを1年当たり割り返すと年間の費用は約35億1,600万円である。今回の料金改定で基本料金割合を34%に引き上げると、年間で基本料金による収入が約11億9,500万円、従量料金による収入が約23億2,100万円となる。給水戸数は増えているが、給水人口の減少に伴い給水収益は年々減少している現状にある。安定した事業運営を行う上で、この数字で本当に足りるのかを改めて確認したい。</p>
事務局	<p>第2回会議資料「案①理論値に基づく料金設定」1枚目の「改定基本料金表」中「料金収入」のうち「改定」の行の計に「7,178,219,650円」とあり、これが案①における料金算定期間6年間における基本料金による収入金額である。また、同資料「改定従量料金（水量料金）表」中「料金収入」のうち「改定」の行の計に「13,952,912,230円」とあり、これが案①における料金算定期間6年間における従量料金による収入金額である。これを合計すると約211億円となり、6年間における総括原価の回収が見込める設定である。案①～③において、それぞれ基本料金及び従量料金の単価設定は異なっているが、いずれの案においても6年間で約211億円を回収できる設定としている。この総括原価の算出に当たっては、給水人口の減少や物価上昇率を見込んでお</p>

	<p>り、見込みどおりに推移するという前提ではあるが、料金算定期間 6 年間は改定後の料金体系を維持できるという試算結果となっている。</p>
委員	<p>今回の料金改定は、県水の値上げや老朽化した施設の更新など現行の料金体系では賄うことのできない分の事業費を、利用者に追加で負担していただくものである。審議会の場では、水道システムの維持のために料金改定は必要であるという理解のもとに議論を行っているが、一方で、市民からは値上げをしてほしくないという意見も聞く。市民の理解を得るためにも、料金改定が必要となった要因について改めて確認したい。</p>
会長 事務局	<p>料金改定が必要となった要因を整理してほしい。</p> <p>料金改定が必要となった背景としては、給水人口の減少、節水機器の普及などにより給水収益が減少している一方で、老朽化した施設の更新を推進していかなければならないことが挙げられる。このような状況の中で、物価高騰により経費が上昇し、当初は令和 10 年度からの値上げ改定を予定していたが、令和 8 年度からの県水の値上げを受け、令和 9 年度からの値上げが必要となった。</p>
会長 委員	<p>改定料金案について、各委員から意見を聞きたい。</p> <p>今回の料金改定は、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間に於いて、安定した事業運営を行うためのものであるが、現在の経済状況を考慮すれば、次回の料金算定時においても改定は避けられないであろう。将来の改定を見据えたときに、原則に基づいて今回の改定を行えば、次回改定時にもわかりやすい改定を行うことができる。また、現段階で県内事業体における順位を平準化したとしても、今後他の事業体が料金改定を行った後に、各水量区画の順位が平準化されている保証はない。このため、理論値に基づく改定料金案①が適当であると考えます。</p>
委員	<p>一般家庭と大口使用者のいずれかを優遇してしまうと、次回改定時は今回優遇されなかった層に配慮しなければならなくなる可能性がある。このことを鑑みると、中間案である改定料金案③が適当であると考えます。</p>
委員	<p>一市民の立場からすれば、他事業体との料金比較は必ず考える。このため、県内事業体における順位の平準化が図られた改定料金案②が適当であると考えます。</p>
委員	<p>将来の世界情勢や経済の流れは予測できない部分が大いにある。企業団の安定経営の観点からみれば、理論値に基づく料金体系が最も安定した収入を図ることができることと推察されるため、改定料金案①が適当であると考えます。</p>
委員	<p>料金算定のルールに基づけば理論値案である改定料金案①となる。しかしながら、事務局からも度々説明があったように、激変を緩和するという視点に立ち、今後の改定も見据えた上で、今回は利用者の大部分を占める一般家庭に配慮した料金改定案②が適当であると考えます。</p>
委員	<p>試算上いずれの案でも総括原価を回収できるとのことであるが、実際には、料金が値上げされれば一般家庭は節水を意識して使用水量は減少する。この点において試算との乖離が生じるのではないかと考える。また、企業団にとっても厳しい状況にある中での最低限の値上げであることを市民へ説明しなければならないことも考慮し、改</p>

委員	<p>定料金案②が適当であると考えてる。</p> <p>次回以降の料金改定時においては、今回の改定と同様の原理・原則に基づいて行われることが前提となる。一般家庭に配慮するのであれば改定料金案②であるが、大口使用者にも配慮する必要があるため、中間案である③が適当であると考えてる。</p> <p>市民においても水道料金の値上げについては、ある程度承知しているものと思われる。企業団においては、市民にとって身近な存在となるよう、また、市民にとって有益な事業を行っていることを積極的にPRするべきである。このPRが適切に行われれば、市民の理解は得られると考えてる。</p>
委員	<p>上下水道料金の請求は2か月に1回であり、一般家庭における負担感は1か月分で考えたときよりも多くなる。令和7年10月から下水道料金も値上げしたことを考慮すると、今回の料金改定については一般家庭に最も配慮された改定料金案②が適当であると考えてる。</p>
委員	<p>値上げ幅が高くなるほど、一般家庭においては節水意識が向上し、使用量は減っていくと考えてる。他方、本審議会において、大口使用者である企業については節水のための設備投資を進めているという話もあった。このため、今回の料金改定においては、一般家庭における値上げ幅が最も抑えられた改定料金案②が適当であると考えてる。</p>
会長	<p>各委員より、個人の考えやそれぞれの立場を踏まえた意見をいただいた。</p> <p>当然、一市民としてみれば一般家庭における料金が安価である方が望ましいが、大口使用者としてみれば多量に水を使用した場合の料金が安価である方が望ましい。その上で、令和9年度から令和14年度までの6年間における「適正な水道料金」について、本審議会の結論を出さなければならない。本審議会のメンバー構成は、それぞれの使用者層にとって公平なものとなっているため、改定料金案①～③以外の改定案の作成も選択肢ではあるが、これまで各委員よりいただいた意見によって結論を出したい。本審議会においては、利用者の大部分を占める一般家庭への負担に最大限配慮すべきという意見が最も多く挙がった。今回の料金改定については、改定料金案②が最も妥当であると結論付けてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>(3)答申について</p> <p>これまでの審議結果に基づいて事務局が作成した「答申書(案)」について協議を行い、答申書の記載内容を決定した。</p> <p>なお、答申書の最終的な確認は、会長に一任することとした。</p>
委員	<p>(4)その他</p> <p>近年の社会経済状況が、揺れ動きが激しく、数年先の未来についても予測できない部分が大いにある。令和9年度から令和14年度までの間に、現段階では想定できないような事象が発生して資金が不足することとなった場合は、基本的には起債によって対応するものと思われるが、起債のみでは対応できなくなった場合はどのように対応するのかを最後に確認したい。</p>
事務局	<p>料金算定は今後も概ね5年ごとに実施し、社会情勢や事業計画などを考慮して適</p>

正な水道料金について検討する。資金が不足する場合については、起債や事業計画の見直しによる対応が考えられる。それでも料金の見直しが必要と判断される場合は、今回と同様に審議会の意見を伺い、議会の議決を経て値上げ改定を実施することも考えられる。

5 連絡事項

6 閉会

会長

以上で、水道料金審議会の全日程が終了となる。本審議会においては、各委員より慎重かつ活発な審議をいただき、企業長からの諮問に対する答申をとりまとめることができた。各委員のご尽力に感謝する。水道料金の改定は、市民生活や事業活動に直接影響を及ぼす非常に重要な事項である。どのような結論であっても、利用者にとって一定の負担を強いるということには変わりはない。この中で、さまざまな視点から議論を行い、現時点において最も妥当であると考えられる方向性を導き出すことができたのではないかと考える。答申については、今後企業長に提出し、最終的な料金改定の判断は議会に委ねられるが、引き続き、利用者への丁寧な説明が求められる。

結びに、各委員のご尽力に改めて感謝するとともに、当企業団の水道事業が今後も継続的に発展することを祈念して、本審議会を閉会する。

(注) クリプトスポリジウム

本病原原虫は人畜共通感染症の原因となる原虫であり、ヒトのほか、ウシやブタなどの哺乳類の腸に寄生する。本原虫は塩素消毒に対する抵抗性が極めて高く、通常の浄水処理で実施される塩素消毒のみでは不活化することができない。一方で、紫外線処理に対しては感受性が高く、紫外線照射により容易に不活化される。

また、加熱、冷凍及び乾燥には弱い性質を有しており、沸騰水では1分以上で死滅し、60℃以上あるいは-20℃以下で30分間処理した場合、又は常温で1～4日間乾燥させた場合には感染力を失う。感染した場合の主な症状は水様性の下痢であるが、海外では免疫不全患者に感染し、死亡に至った事例も報告されている。

平成8年6月には、埼玉県越生町において水道水を直接の感染経路とする集団感染が発生し、8,812人が症状を訴えた。そのうち2,856人が医療機関を受診し、24人が入院した。当該事例では、取水口の約400m及び1,200m上流に農業集落排水処理施設が設置され処理水が放流されていたこと、渇水により河川流量が例年の半分以下に低下していたこと、上流側で河川改修工事が行われていたこと、浄水場における浄水処理が適切でなかったこと等が、複合的に影響したものと考えられている。

(参考文献：(公社)給水工事技術振興財団 『給水装置工事技術指針2020』)

(署名)

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和8年3月3日

署名委員 高松 侑輝

令和8年3月3日

署名委員 星野 希一郎